

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第16号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第24条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。